

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

平成 18 年 7 月 3 日 制定
平成 19 年 2 月 9 日 一部改正
平成 20 年 7 月 22 日 一部改正
平成 21 年 7 月 15 日 一部改正
平成 22 年 7 月 15 日 一部改正
平成 23 年 7 月 15 日 一部改正
平成 24 年 6 月 11 日 一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

（目的）

第 1 条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第 2 条 助成対象は、都道府県トラック協会（以下「県ト協」という。）会員の中小トラック運送事業者（以下「事業者」という。）であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断（以下「経営診断」という。）を受診した事業者（以下「受診事業者」という。）とする。

2 第 1 項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、県ト協の推薦がある者とする。

（助成対象経費）

第 3 条 助成対象経費は、経営診断の受診に係る直接費用に限る。

（助成金の交付額）

第 4 条 助成金の交付額は、対象経費（税別）の 2 分の 1 とする。

2 1 事業者あたりの助成額は、8 万円を上限とする。

（予算総額）

第 5 条 予算総額は、240 万円とする。

（助成対象事業者数）

第 6 条 助成対象事業者数は、30 社とする。

（申請受付期間）

第 7 条 申請受付期間は、平成 24 年 7 月 17 日から平成 25 年 2 月 28 日まで

とする。但し、予算総額に達し次第、募集は締め切るものとする。

（受診申し込み）

第 8 条 事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について県ト協の確認を得た上で、様式 1 の「経営診断受診申込書」（以下「申込書」という。）を県ト協に提出する。

2 前項の申込書を受理した県ト協は、様式 2 の「経営診断受診申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（受診申請受付通知）

第 9 条 全ト協は、前項の申請書を受理した場合は、様式 3 の「総合的な経営診断受診申請受付通知書」により、県ト協に通知する。

2 前項の通知を受けた県ト協は、様式 4 の「総合的な経営診断受診申込受付通知書」により、事業者に通知する。

（受診申請の取下げ）

第 10 条 受診申込受付後、事業者が経営診断受診を辞退する場合、県ト協は、速やかに様式 5 の「経営診断受診申込取り下げ届出書」を全ト協に提出する。

（交付申請）

第 11 条 受診事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式 6 の「経営診断受診促進助成金交付請求書」を直ちに県ト協に提出する。

2 前項の請求書を受理した県ト協は、様式 7 の「経営診断受診促進助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（助成金交付決定通知）

第 12 条 全ト協は、前条第 2 項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式 8 による「経営診断受診促進助成金交付決定通知書」により県ト協に通知する。

2 全ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 第 1 項の通知を受けた県ト協は、受診事業者に対し、これを通知する。

（助成金交付）

第 13 条 全ト協は、様式 8 を通知した県ト協に対し、前条第 1 項の通知日の翌月末日に助成金を交付する。

2 県ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（その他必要な事項）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（平成 2 4 年 6 月 1 1 日）

第 1 条 本要綱は平成 2 4 年 6 月 1 1 日より適用する。